

岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金Q&A

○ 用語の定義について

Q. 即応病床とは。

A. 確保病床のうち各段階ごとに県が指定している、コロナ患者の受け入れについて、即時対応可能な病床のことです。

例) 即応病床が段階1で計1床、段階2で計2床、段階3で計3床の指定を受けていて、県の段階が「1」の場合

「確保病床」は3床ですが、「即応病床」は1床となります。

Q. 段階とは。

A. 在院患者数の状況に応じて医療提供体制を変化させるための指標のことです。県の要請に応じて、該当の段階に必要な即応病床数を確保することが求められます。9月以前は「フェーズ」という名称で運用していました。

なお、10月より即応病床を確保しない期間に加え、段階ⅠからⅢまでが設けられています。

Q. 休止病床とは。

A. 即応病床へのコロナ患者の入院に備えて、又はコロナ患者の入院に伴い、即応病床以外の病床で使用を制限せざるを得なくなった病床のことです。

例) コロナ患者を受け入れるために、4床部屋のうち2床を即応病床としており、同じ部屋の残り2床へは感染防止のために入院受入を行わず空き状態となっている場合。

なお、休止病床の補助の上限は、原則**即応病床1床につき、1床**です。

○ 補助対象事業について

Q. 病床確保料の対象となるのはどのような期間でしょうか。

A. 病床確保料の対象は即応病床に患者(新型コロナ患者に限りません。)が入院していない日(空床の日)が対象です。入院した日、退院した日は対象外です。

空床に係る経費であるため、空床日数については、以下の日数の合計となります。

- ・「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づき病床を確保した日から新型コロナウイルス感染症患者等の入院前日まで

- ・新型コロナウイルス感染症患者等の退院後、消毒等のため空床とした日数

以上のことから、**コロナ患者又はその他の患者が即応病床に入院している日(診療報酬が発生している日)は対象外**となります。

○ 交付額の算定方法について

Q. 休止病床に対する病床確保料の基準単価はどうなりますか？

A. 病床確保料の基準単価は、**休止した病床の機能に応じて**判断します。

例1) 休止した病床が一般病床である場合：要綱別表1の「上記以外の病床」の基準単価となります。

例2) 休止した病床が療養病床である場合：要綱別表1の「上記以外の病床」の基準単価となります。ただし、当該病床が「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、中等、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる療養病床であることが条件となります。

Q. 受入病室を固定せず病院全体で即応病床を確保し、日々確保する病室を変更しての申請は可能か。

A. 即応病床数の上限の範囲内で、各医療機関内での運用に関しては**柔軟な運用を可能としております。**

○ 交付申請について

Q. 「四半期15日以内」とは、四半期の末日の翌日から起算して15日以内ということでしょうか。

A. お見込みのとおり。ただし、申請書提出期限の当日が休日（土・日・祝日）の場合は、**直前の開庁日まで**に提出してください。

<参考>

R5年度の場合 第3四半期（10～12月分） 令和6年1月15日（月）

第4四半期（1～3月分） 令和6年4月15日（月）

○ 処遇改善について

Q. 当該補助金は、即応病床の空き状態又は休止病床でなければ見込まれたはずの診療報酬を補填する性質のものだと理解しているが、その一部を処遇改善に用いなければならないのはなぜか。

A. 当該補助金の趣旨は、受入体制の整備を目的とするものであり、体制の整備には、医療従事者の労働環境を改善し必要な人員を確保すること等も含まれます。

Q. 処遇改善の取組内容に定めはあるか。

A. 取組内容について、特段の定めはありません。総合的に見て医療従事者の待遇や労働環境が改善されていれば、処遇改善の実績とみなします。

Q. 処遇改善として認められない取組はどのようなものか。

A. 定期昇給等、雇用契約上職員として勤務していれば通常得られる処遇のみをもって処遇改善に取り組んだとみなすことはできません。

Q. 既に処遇改善の取組を行っている場合、新たな取組もしくは既存の取組について拡充を行う必要はあるか。

A. 従来から病床確保料の一部を活用して処遇改善を行っている場合で、その取組を継続していれば交付要件上問題ありません。

Q. 当該補助金以外の補助金等を用いて取り組んだ処遇改善は、実績として認められるか。

A. 認められません。

Q. 新たな職員を雇用して現職員の負担軽減を図ることは、処遇改善として認められるか。

A. 負担軽減を図りつつ、現職員の賃金を維持していれば交付要件を満たすと考えます。